

先制医療推進基金（特定基金）を廃止後の基金残金の運用

平成30年10月19日
基金運営委員長決定

第1条 特定基金（先制医療推進基金）への寄附者に、当該特定基金の廃止を通知する。

第2条 当該特定基金の廃止に伴い、同意を得た寄附者からの受入金について、国立大学法人東京医科歯科大学基金規則（以下「規則」という。）第3条第1項に規定する目的に使用する。

第3条 当該特定基金の廃止について、同意を得ることができなかった寄附者からの受入金については、次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 当該基金から支出した7,106,400円の使用（平成29年4月24日）より前の寄附は、寄附目的通りに使用したものと取り扱う。但し、この金額を超える部分については、次号と同様に取扱う。
- (2) 当該基金から支出した7,106,400円の使用（平成29年4月24日）より後の寄附は、規則第3条第1項第4号に規定する目的に使用するよう、別に経理する。

第4条 この運用は、前条第2号により経理すべき残金が清算された場合に、廃止する。

附 則

この運用は、平成30年12月1日から施行する。